

公共交通担当の仕事の進め方について



平成31年4月23日

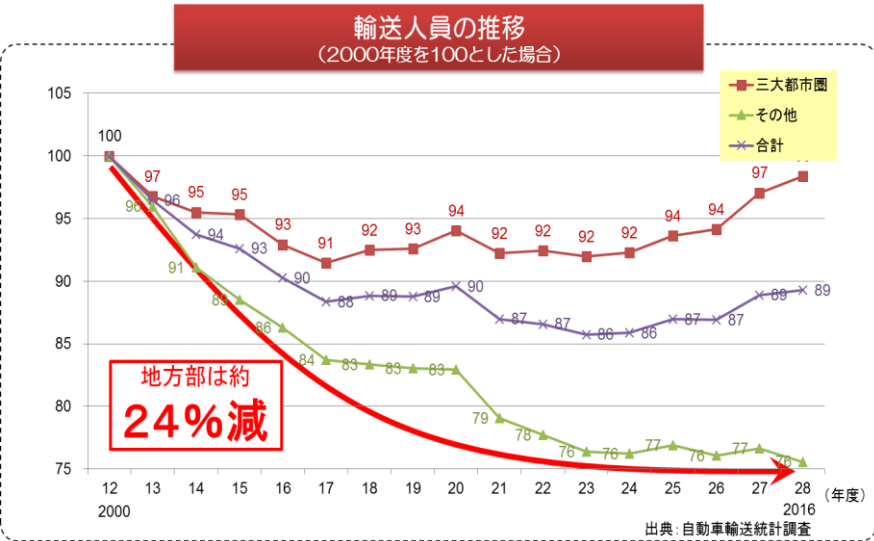
東北運輸局交通政策部交通企画課



国土交通省

◆ 地域公共交通の現状と課題

バスの輸送人員の減少

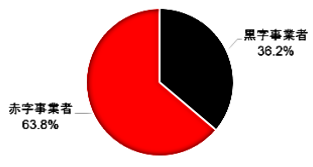


バス事業者の赤字割合

全国のバス事業者の6割超が赤字

2016年度		事業者数	
大都市・その他地域の別	黒字	赤字	計
大都市部	60	21	81
その他地域	29	136	165
計	89	157	246

乗合バス事業者の収支状況(2016年度)



1999年以降の法的整理等の事例

民事再生法

- 東武バス
- 北都交通
- 琉球バス
- 若手県北自動車

会社更生法

- 京都市交通
- 福島交通

その他

- 大分バス
- 常盤自動車
- 合津合自動車
- 井笠鉄道
- 熊本バス

産業活力再生特別措置法関係

- 九州産業交通
- 宮崎交通

産業競争力強化法関係

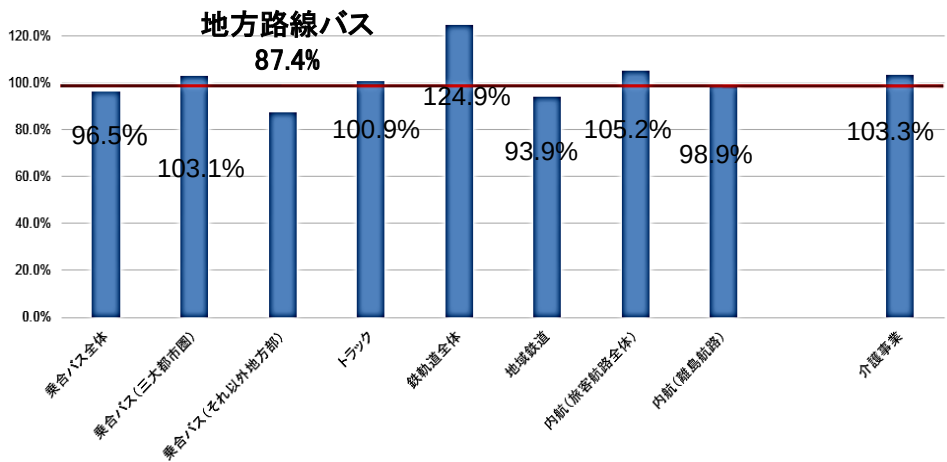
- 北海旅客鉄道
- 箱根登山鉄道
- いわさきコーポレーション
- 立山黒部アルペン
- 国府興業
- 朝日立電バス
- アルピコグループ
- 土佐電気鉄道

水間鉄道

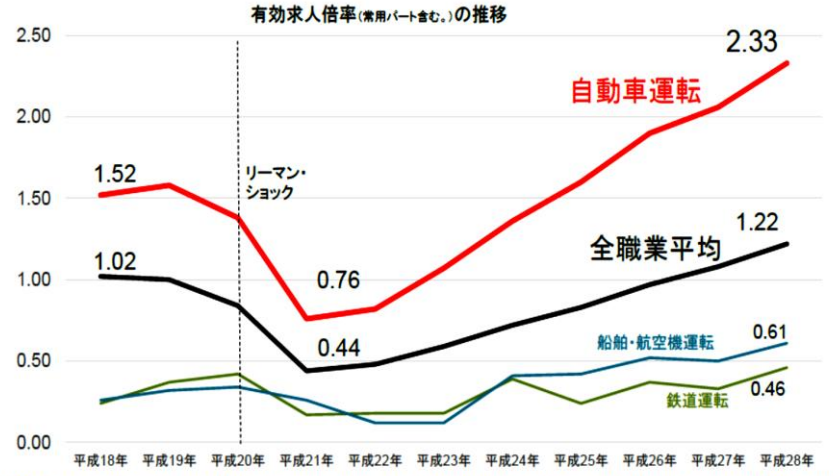
- 水間鉄道

(自動車局発表資料より)

他産業に比べ低い事業収支率
(H28、補助前)



自動車運転事業の人手不足

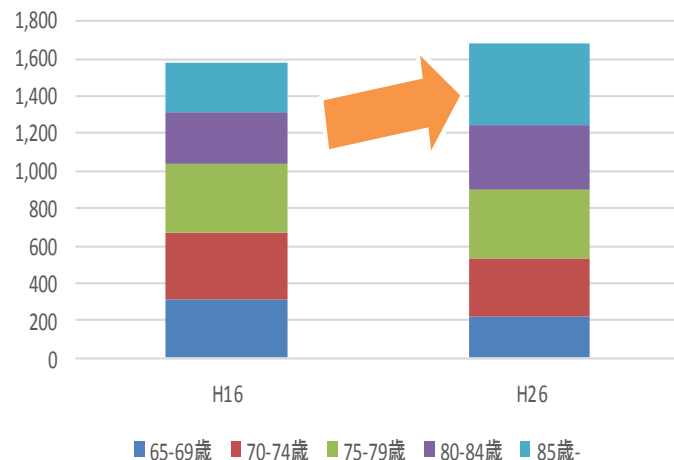


注)「自動車運転」、「船舶・航空機運転」及び「鉄道運転」は、厚生労働省「一般職業紹介状況」の「自動車運転の職業」、「船舶・航空機運転の職業」及び「鉄道運転の職業」の数値。

地域公共交通の現状と課題

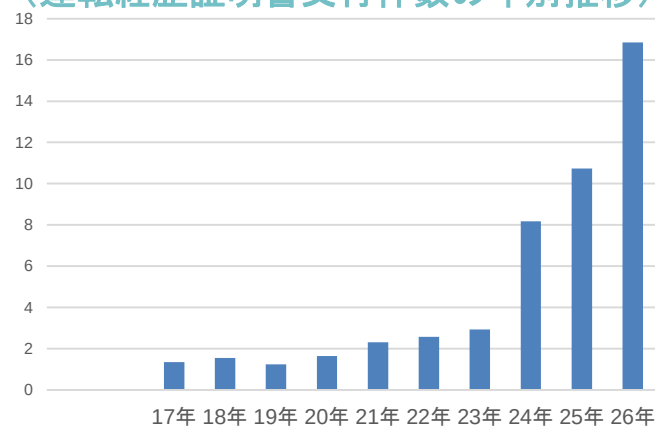
高齢者の免許非保有者数は10年で100万人増

(万)

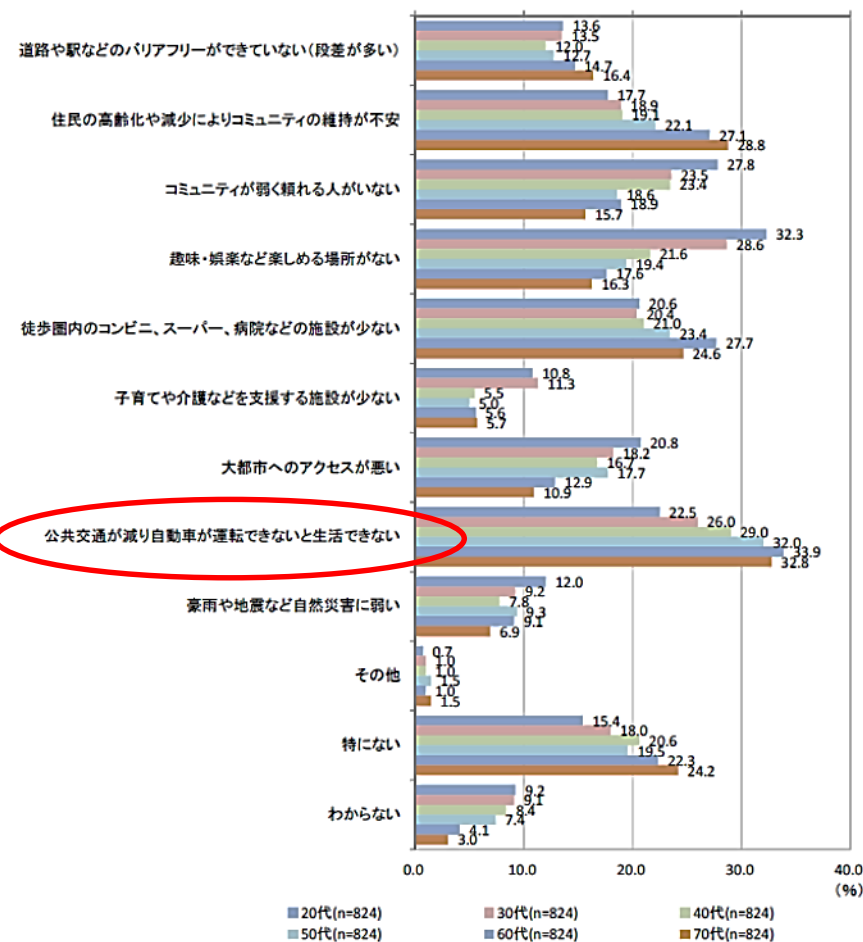


免許返納は年々増加

(万) (運転経歴証明書交付件数の年別推移)



現居住地に対する将来の不安は、公共交通の減



※国土交通省国民意識調査(平成30年度国土交通白書用)

◆ 地域公共交通の仕事を進めるにあたって

そもそも・・・

「地域公共交通」って何？



地域の人々が

「生活の足」として利用する
最も基本的な移動手段

ex：バス、鉄道、タクシー

しかし、「地域公共交通」は
「今」大変な状況です。

車の方が楽！！

少子化！！

ドライバー不足！！

移動難民の発生 ➡ 地域の衰退へ・・・

本日の説明のゴール

皆様の地域交通を担当するお仕事が
「人とまちを幸せにする」
「まちの将来・夢を語り、
考えられるお仕事」

であることを知っていただき、
やりがいある仕事への第一歩を
踏み出していただくこと。

知っておいていただきたい自動車交通モード

●路線バス（乗合バス）

一定の経路を定期的に運行するバス



●コミュニティバス

交通空白地域等をカバーするため、市町村等が自ら企画し交通事業者へ運行委託するバス



●乗合タクシー

10人乗り以下の車両を利用して、不特定多数の人が乗り合う形式で運行するもの



●タクシー

10人乗り以下の車両を貸し切って運行するもの



○自家用有償運送

交通空白地であること等を理由として、特例的に自家用自動車を活用し、市町村やNPO法人等が運行することができるもの



知っておいていただきたい法律

◆地域公共交通活性化再生法

◆道路運送法

4月から交通担当になったけど 何から始めればよいかわからない！

①そもそも「まち」の公共交通を知らない・・・

- ✓ 何がどう運行しているか「調べる」
 - ・スマホで検索
 - ・公共交通MAP



(出典)北上市バス路線マップ

調べにくい

情報が古い

乗り場はどこ？

✓ 実際に「乗って」「見て」「聞いて」「感じる」

バスが
遅れる

高齢者しか
利用してい
ない

バス停に
椅子がない

バス会社によって
運転手さんの
対応が違う

迂回が多い

⇒この2つのポイントから感じたことが
「あなたのまちの公共交通の問題点」の一つ

②何が起きているのか、わからない

✓ 『過去を知る』

<確認して欲しい主な内容>

✓ これまでに実施した交通の維持・確保に関する取組

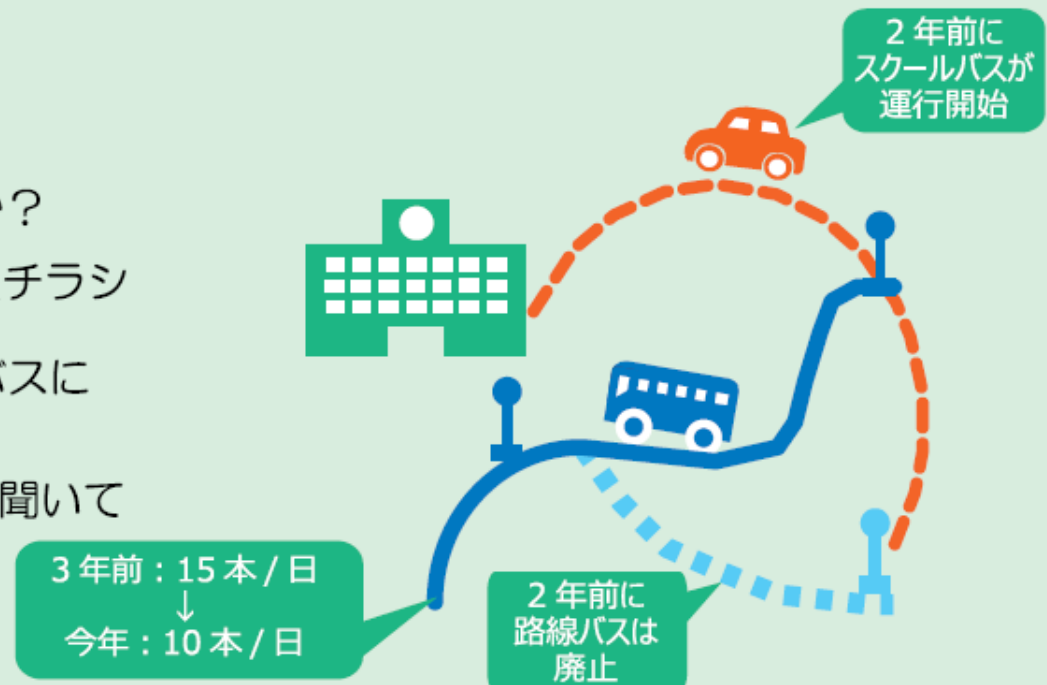
- 計画を策定している場合には、その内容と実施状況を既存の文献を参考に調べてみてください。

✓ 交通手段のサービスの变化

- 今と異なる系統はないか？
本数は増えているか？減っているか？

過去の時刻表や路線図マップ、広報チラシなどを確認してみてください。
また、スクールバスや施設の送迎バスについても調べてみてください。

- 前任の担当者に過去の取組について聞いてみることで、資料からだけではわからないことを知ることができるでしょう。



✓ 『現在を知る』

<確認して欲しい主要内容>

✓ 地域を「見る」

- ・ ①に同じく、運行している地域を見て回ってください。
「公共交通」の運行に限らず「施設の送迎バス」の実態、「人家の分布」、「人が集まり
そうな場所・施設の分布や開業時間」等、様々な資源を探してみてください。

✓ 地域の声を「聞く」

- ・ 利用している人・していない人双方への意見聴取、地域の代表者に聞く、地域の会合へ
直接出向くなど、様々な地域の声を聞いて、現在起こっていることを把握してください。
- ・ なお、「地域の代表者」が必ずしも利用者とは限りません。その場合は、どうしたら利用
してもらえるか？といった観点で意見を聞いてみてください。

✓ 自治体における事業の位置づけなどを「調べる」

- ・ 運行している公共交通がどの部署の事業なのか、収支はどのようなになっているかなど、
基礎的な事項も合わせて把握してください。

✓ 『将来を知る』

＜確認して欲しい主な資料＞

- ・総合計画（基本構想・基本計画）
- ・まちづくり方針（都市計画マスタープラン等）
- ・交通の方針（交通計画、都市・地域総合交通戦略等）
- ・近隣自治体との連携方針（定住自立圏構想、連携中枢都市圏等）
- ・将来の人口推計、少子・高齢化動向 など

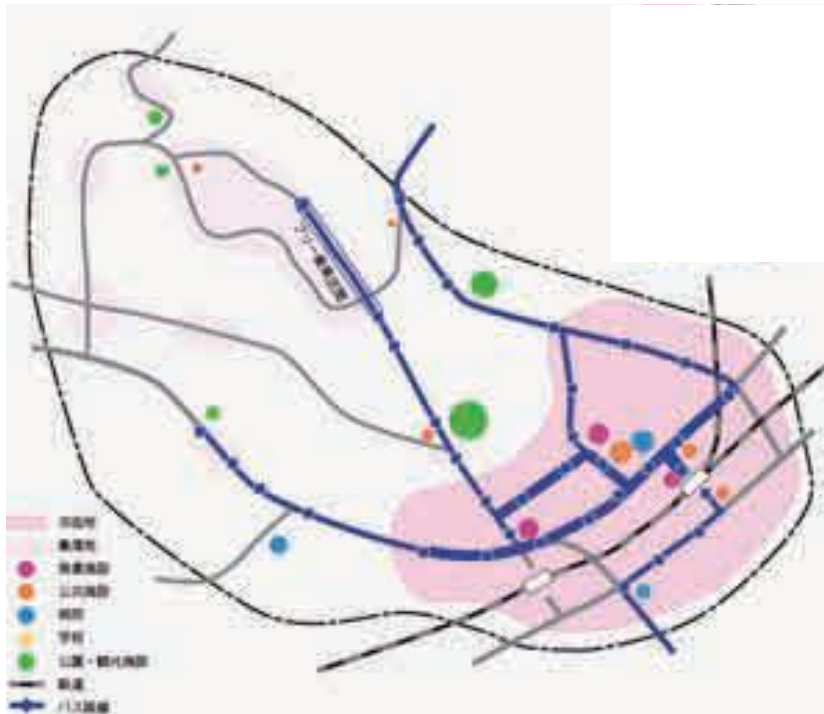
⇒「過去」、「現在」、「将来」
を踏まえてどのような地域公共交通が
望ましいか

③何を考え、どう対処すればよいか、わからない

✓ 様々なデータを地図上に落とし、可視化して共有

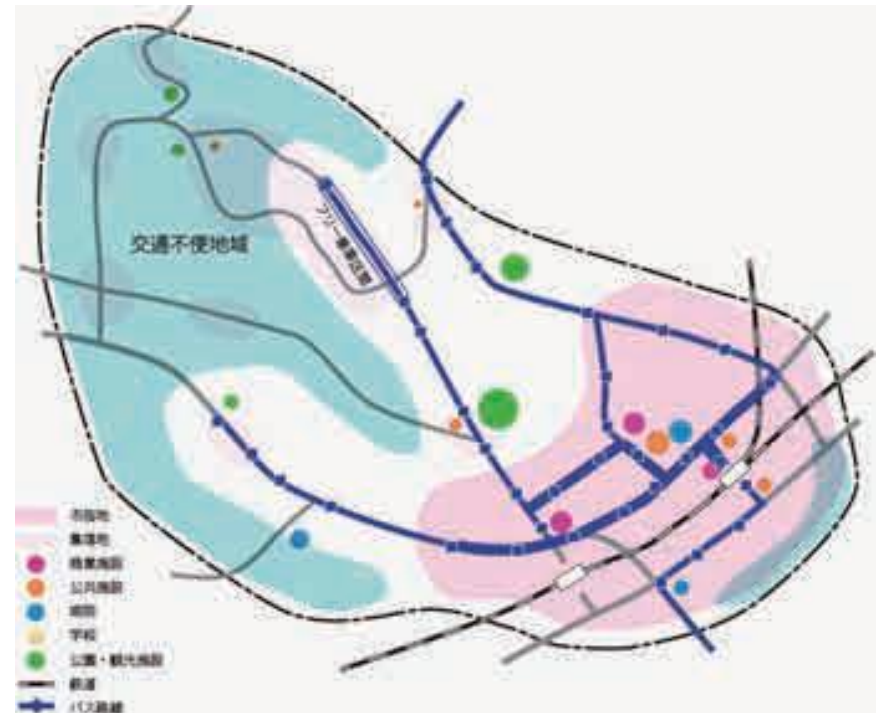
作業①

ネットワークと運行本数を可視化



作業②

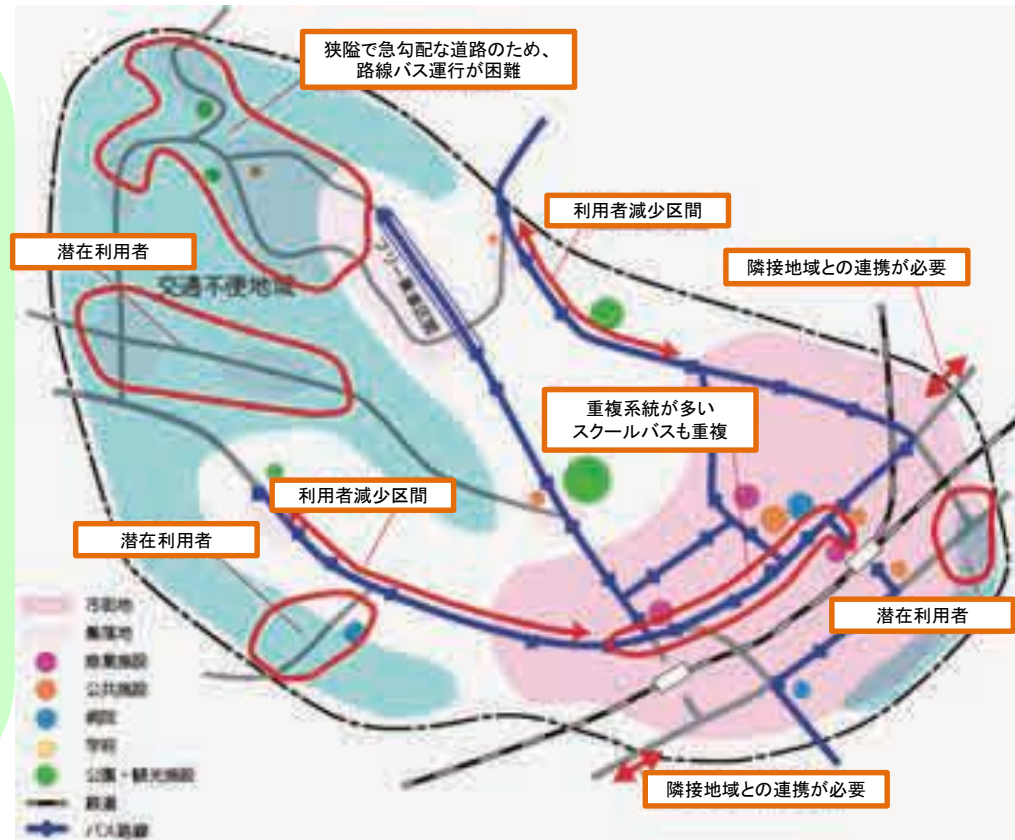
交通不便地域を可視化



✓ 実態を把握し、課題を整理

＜留意事項＞

- ネットワークと運行実態が効率的か
- 交通不便地域の存在は何が要因か
- 効率的な路線配置、車両配置か
- 利用者減少している路線の沿線はどのような地域か
- 利用されている／利用が減少している区間はどこか
- 潜在利用者はどの地域にあるか
- 隣接市町村との連携は



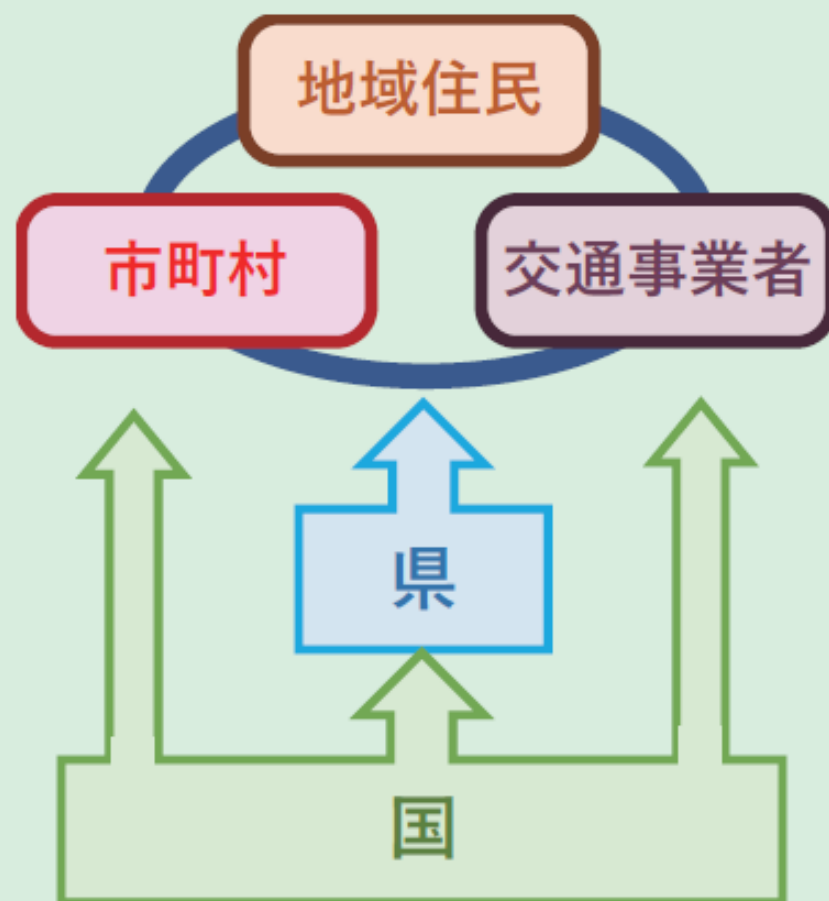
⇒望ましい公共交通の姿に向けて
取り組むべきことを明らかにする！

④ 1 担当だけでは対応できない

◆ 関係主体の役割分担

- 地域住民** : 地域公共交通の確保・維持を自らの課題として認識し積極参画
- 市町村** : 地域公共交通の確保・維持に向けた主導的活動・リーダーシップ
- 交通事業者** : 既存サービスの拡充と交通事業のプロフェッショナルとしての助言・協働
- 県** : 市町村の取組への積極参画・調整・支援（単一市町村では解決できない課題への対応）
- 国** : 地域公共交通の確保・維持に向けたバックアップ（市町村・県等が取り組みやすい環境づくり・支援）

関係づくり、課題共有には、ぜひ第1編③（11 ページ）で作成した図面などを用いて、説明してみてください。



✓ 『地域住民、企業・団体等』 との関係をつくる

＜関係をつくるアプローチの方法例＞

- ✓ 地域の代表者（自治会長、町内会長、企業の連合組織代表など）に相談する
- ✓ 地域が開催している会合に参加する
- ✓ 交通以外の業務を兼務している場合は、その関係での付き合いを活かす

✓ 『交通事業者』 との関係をつくる

✓ 『庁内』 で交通が関係する部署とも協力する

✓ 『身近な専門家』に相談する

近隣市町村の
担当者

研究者・有識者

コンサルタント

地域公共交通東北仕事人制度

区分	お名前	所属
学識者	元田 良孝	岩手県立大学 名誉教授
学識者	北原 啓司	弘前大学大学院 地域社会研究科研究科長 教授
学識者	奥村 誠	東北大学 災害科学国際研究所 副所長 教授
学識者	徳永 幸之	宮城大学 事業構想学群 教授
学識者	堀井 雅史	日本大学 工学部(郡山市) 教授
学識者	芥川 一則	福島工業高等専門学校 教授
学識者	吉田 樹	福島大学 人文社会学群経済経営学類 准教授
学識者	宇佐美 誠史	岩手県立大学 総合政策学部 准教授
学識者	日野 智	秋田大学大学院 理工学研究科 准教授
学識者	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 交通環境対策部 担当課長	
NPO	若菜 千穂	特定非営利活動法人 いわて地域づくり支援センター 常務理事
NPO	伊地知 恭祐	特定非営利活動法人 まちもびデザイン 事務局長
個人	鈴木 文彦	交通ジャーナリスト
自治体	八戸市	都市整備部 都市政策課 交通政策グループ
自治体	工藤 光幸	岩手県 田野畑村 議会事務局
事業者	生田 康征	弘南バス 株式会社 取締役乗合部長
事業者	奥山 武信	宮城交通 株式会社 営業部 次長
事業者	及川 孝	有限会社フタバタクシー 代表取締役
研究員	大野 悠貴	名古屋大学大学院環境学研究科 研究員
研究員	村上早紀子	弘前大学大学院地域社会研究科 客員研究員

突然の指示・対応事項発生！

①地域のニーズ・課題を把握しなければならない

②計画を策定しなければならないとき

③交通手段の見直しをしなければならないとき

④運行に向けた手続きや補助金の申請をしたいとき



「地域公共交通のおしごとポイント集」
第2編を参照してみてください

改正地域公共交通活性化再生法（平成26年5月成立）の概要

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

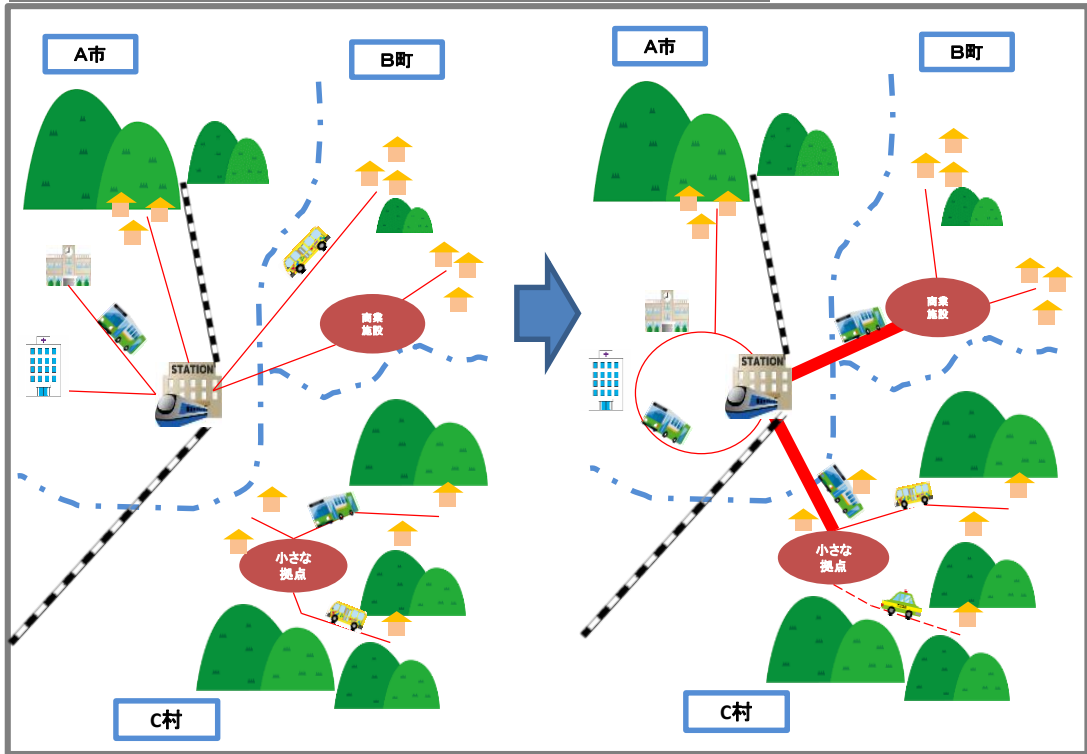
日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

地域公共交通ネットワーク再構築のイメージ



- ◆ 地域住民の通勤・通学・買物・通院といった、日常生活を営む上での交通圏を踏まえて公共交通ネットワークを再構築する。(A市・B町・C村全体で取り組む)
- ◆ 拠点間や拠点と居住をネットワークで結び、移動の利便性を向上させる。
- ◆ それぞれの路線の役割を明確化し、運行の効率化を図る。

目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ① 地方公共団体（都道府県、市町村）が中心となり、
- ② まちづくりなど関連施策と連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

地域公共交通網形成計画
＝地域公共交通に関するマスタープラン

事業者と協議の上、
地方公共団体が関係者と
協議会を開催し策定

地域公共交通を網羅的に見直し、コンパクトシティの
実現に向けたまちづくりとの連携しつつ
地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの方
向性を検討。

具体的な取組に向けた計画の作成

地域公共交通再編実施計画

＝地域公共交通を再編するために、
具体的に行う取組

地方公共団体が事業者
等の同意の下に策定

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

⇒国土交通大臣の認定を受けたものについては、
重点的な支援

※このほか、軌道やバス、船舶の高度化に向けた
具体的な事業もあり。

公共交通の利便性・効率性の向上を図り、持続可能な移動環境を形成

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針（国土交通大臣・総務大臣が策定）

- 地域公共交通の活性化及び再生の意義・目標
- 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項 等

地域公共交通網形成計画（地方公共団体が策定）

- 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 区域・目標・計画期間
- 実施事業・実施主体
- 計画の達成状況の評価 等

協議会を開催し策定
（地方公共団体・交通事業者・
道路管理者・利用者・学識者等
から構成）



地域公共交通特定事業

（必要に応じて地域公共交通網形成計画に事業実施を記載できる）

軌道運送高度化事業
（LRTの整備）

（事業者）

道路運送高度化事業
（BRTの整備）

（事業者）

海上運送高度化事業
（海上運送サービス改善）

（事業者）

鉄道事業再構築事業
（鉄道の上下分離等）

（事業者）

地域公共交通再編事業
（公共交通ネットワークの再構築）

（事業者）

鉄道再生事業
（廃止届出がなされた鉄道の維持）

（事業者）

軌道運送高度化実施計画

（事業者）

道路運送高度化実施計画

（事業者）

海上運送高度化実施計画

（事業者）

鉄道事業再構築実施計画

（地方公共団体・事業者）

地域公共交通再編実施計画

（地方公共団体）

鉄道再生実施計画

（地方公共団体・事業者）

国土交通大臣が認定

国土交通大臣に届出

法律の特例措置等により計画の実現を後押し

(参考) コンパクト・プラス・ネットワーク

○平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながらか、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進。

○必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、計画の作成・実施を予算措置等で支援。

立地適正化計画（市町村が作成） 【改正都市再生特別措置法】(平成26年8月1日施行)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

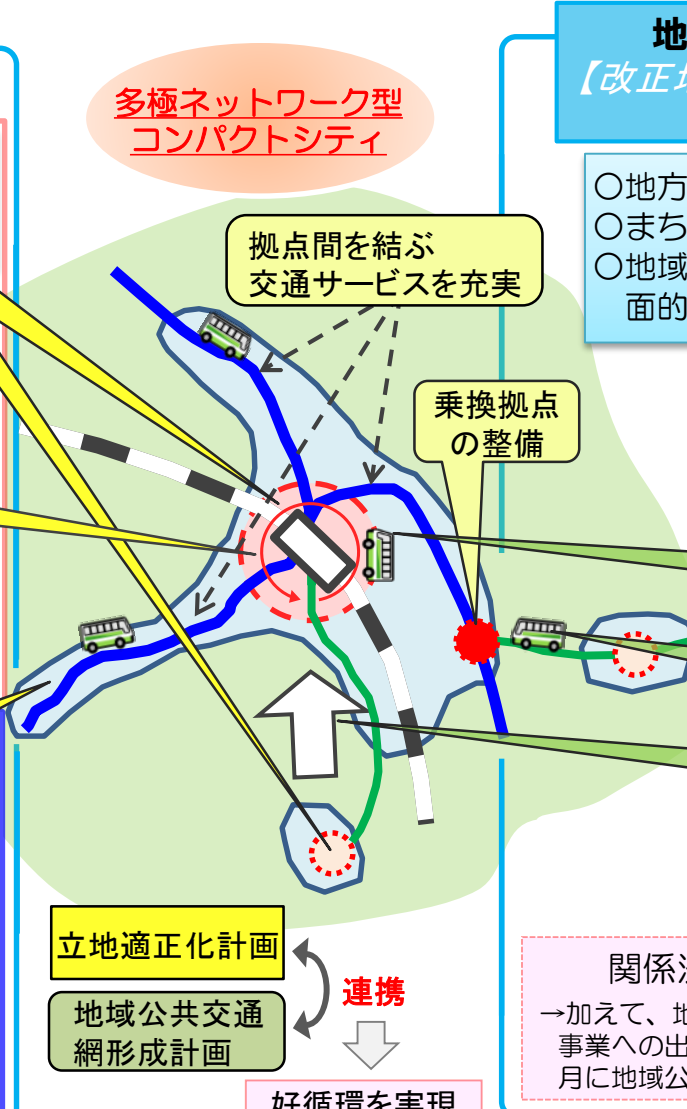
- ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進
 - 誘導施設への税財政・金融上の支援
 - 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
 - 公的不動産・低未利用地の有効活用
- ◆歩いて暮らせるまちづくり
 - 歩行空間の整備支援
- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
 - 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

- ◆区域内における居住環境の向上
 - 住宅事業者による都市計画等の提案制度
- ◆区域外の居住の緩やかなコントロール
 - 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ



地域公共交通網形成計画 【改正地域公共交通活性化再生法】(平成26年11月20日施行)

○地方公共団体が中心となり作成
○まちづくりとの連携
○地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通再編実施計画 (地方公共団体が事業者等の同意の下作成)

- 拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成
- コミュニティバス等によるフィーダー（支線）輸送
- デマンド型乗合タクシー等の導入

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

→加えて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等の制度を創設するため、平成27年8月に地域公共交通活性化再生法等を改正

地域公共交通確保維持改善事業の概要

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

地域公共交通確保維持事業 (地域の特性に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
- 地域内交通の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の構築)

<支援の内容>

- ノンステップバス、福祉タクシーの導入、
鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備、ホームドアの設置 等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業 (地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し)

<支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数の市町村を構成員に含む協議会が主体となった協働による取組に対し、地域公共交通網形成計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通再編実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくり支援とも連携し、特例措置により支援

被災地域地域間幹線系統確保維持事業／特定被災地域公共交通調査事業 (【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援)

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

本日お配りした冊子は、東北運輸局のHPからもダウンロードできます。



①東北運輸局のHPから、「公共交通活性化」をクリック



②ページの一番下「関連情報」に掲載しています！

ご清聴ありがとうございました